

平成25年労第534号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A区所在のB会社に運転手として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日に同社のC営業所の作業場内において、タンクローリーの作業中、別の作業員がタンクローリーを移動させた際、タンクローリーのハッチと後部にあった既存の鉄の横柱との間に右大腿部が挟まれ負傷した。

請求人は、負傷当日、D病院に救急搬送され、同病院において「右大腿骨不全切断」（以下「原傷病」という。）と診断され、緊急手術の後、加療を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。

請求人に残存する障害については、監督署長から労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級と認定され、同等級に応ずる障害補償給付が支給された。

その後、請求人は、E病院に受診し「右大腿骨顆上骨折後変形治癒」（以下「本件傷病」という。）と診断され、症状改善の余地があるとして、監督署長に再発として療養補償給付を請求したところ、監督署長は、矯正目的での受診であり、再発とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が原傷病の再発であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病は再発の認定要件を満たすものである旨主張しているので、以下検討する。

(1) 再発の認定要件については、決定書別紙の判断の要件のとおりであり、当審査会はその取扱いを妥当であると思料する。

同別紙の判断の要件によれば、再発認定の要件は、次のすべてを満たすこととされている。

- ① 当初の業務上の事由又は通勤による傷病と再発とする症状の発現との間に医学的にみて因果関係が認められること
- ② 治ゆ時の症状に比べ再発時の症状が増悪していること
- ③ 治療効果が期待できるものであること

(2) 請求人は、F医師によれば上記認定要件を満たしており、再発である旨主張しているので、以下、認定要件に照らして検討する。

ア 原傷病と本件傷病との因果関係について

F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、本件傷病は、原傷病である右大腿骨骨折による遺残変形であるとの意見を述べ、鑑定医であるG医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書〇において、本件傷病に係る傷病名は右大腿骨顆上変形治癒骨折としており、F医師の傷病名とは語彙の相違に過ぎ

ないとし、治ゆ時の傷病と全く同一の傷病であり、原傷病と本件傷病との間には相当因果関係がある旨の意見を述べていることから、当審査会は、決定書理由第2の2の(2)のエで説示するとおり、原傷病と本件傷病との間には因果関係があるとの審査官の結論は妥当であるものと判断する。

イ 再発時の症状の増悪について

H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、治ゆ後における症状の増悪は認められない旨の意見を述べ、G医師は、鑑定書において、膝関節の可動域が増悪したとは認められず、下肢長差は数値上はむしろ1cm改善しており、原傷病の治ゆ時の状態が増悪しているとは認められない旨の意見を述べている。当審査会は、請求人の症状や膝関節の可動域の測定結果等に鑑み、両医師の意見は妥当であり、本件傷病診断時の症状は治ゆ時の症状に比べて増悪していないと判断するものであり、よって、決定書理由第2の2の(2)のオで説示する審査官の結論は妥当であるものと判断する。

ウ 治療効果が期待できるかについて

本件傷病については、上記イのとおり症状の増悪は認められないため、再発の認定要件を満たさないことから、再発とは認められないものであるが、念のため、治療効果の有無について検討してみる。G医師は、鑑定書において、下肢を延長すると膝関節の可動域が増悪する可能性が高く、下肢を延長し、膝関節の可動域も改善することは期待できず、脚長差が日常生活に支障を来たすのであれば、手術を行う前に補高装具を作成して装着させるのが一般的である旨の意見を述べている。当審査会は、同医師の意見は妥当であると思料するものであり、よって、決定書理由第2の2の(2)のカで説示する審査官の結論は妥当であるものと判断する。

(3) 以上のことから、本件については、本件傷病は再発の認定要件を満たしていないことから、原傷病の再発とは認められず、請求人の主張は認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。